

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和4年2月1日（火） 午前9時00分～11時16分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、 笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、 金子学校教育部長、菊島生涯学習部次長、太田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 宇野審議監兼まちづくり推進課長、村沢都市建設部次長兼開発建築課長、高橋同課主管兼課長補佐、中村同課専門員兼都市計画係長、多度津同課専門員兼区画整理係長</p> <p>（担当課2） 大塚みどり公園課長、櫻井同課主管兼課長補佐、菅同課みどり公園係長</p> <p>（担当課3） 堤田総務部次長兼入札契約課長、藤原同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課4） 深澤財産管理課長、中谷同課長補佐、相澤同課財産管理係長、常木同課同係主査</p> <p>（担当課5） 石井環境推進課長、飯泉同課長補佐、真中同課専門員環境対策係長、四方田同課環境推進係長</p> <p>（担当課6） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長、高橋同課同係主査</p> <p>（担当課7） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長</p> <p>（事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長、高橋同課政策企画係主任</p>

<p>会 議 内 容</p>	<p>1 あずま南地区の都市計画の変更について 2 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について 3 （仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について 4 公共施設等総合管理計画の追補について 5 朝霞市環境基本計画について 6 朝霞市行政改革基本方針（案）及び実施計画（案）について 7 朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定について</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>【議事 1】 ・あずま南地区の都市計画の変更について ・朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）（案） 【議事 2】 ・朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案） ・朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について 【議事 3】 ・（仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について ・（仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱（案） ・地域インフラを支える体制確保に寄与する入札契約方式の導入に向けて（出典：J A C I C 情報 1 2 1 号） ・令和 2 年度 地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行について（通知） ・藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領 【議事 4】 ・朝霞市公共施設等総合管理計画の追補について ・朝霞市公共施設等総合管理計画 ・令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和 3 年 1 月 2 6 日付総務省自治財政局財務調査課長通知） ・公共施設等総合管理計画の見直しについての各市の状況（R 3. 1 1 聴き取り） 【議事 5】 ・第 3 次朝霞市環境基本計画（案）について（概要） ・第 3 次朝霞市環境基本計画（案） 【議事 6】 ・朝霞市行政改革推進基本方針（案） ・朝霞市行政改革推進実施計画（案）（令和 3 年度～令和 5 年度）【令和 3 年度版】 【議事 7】 ・朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定について</p>

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】 1 あずま南地区の都市計画の変更について

（担当課 1：多度津同課専門員兼区画整理係長）

本日の資料は資料1と資料2の地区計画の案である。説明の内容は、1. 朝霞市都市計画マスタープラン、2. あずま南地区の事業概要、3. 都市計画変更の原案の概要、4. 都市計画の変更手続き、5. 都市計画法第16条縦覧及び市民説明会（報告）である。

2ページを御覧いただきたい。朝霞市では、都市計画法に基づき、「朝霞市都市計画マスタープラン」を平成28年11月に改訂し、地域特性に応じた土地利用や将来都市像を明らかにしており、現在、その実現に向けて、まちづくりを計画的に進めているところである。

3ページを御覧いただきたい。あずま南地区の吹き出し線が示している赤枠内は、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組むこととしている地区である。

この、まちづくり重点地区内を3つのゾーンに区分けし、積水化学工場跡地側は、黄色で着色された住宅系ゾーンとピンクで着色された商業系ゾーンに、あずま南地区は工業系ゾーンに位置づけ、ゾーンごとに適正な土地利用を図ることとしている。

4ページを御覧いただきたい。事業概要だが、事業主体は、当該地区の地権者による「あずま南地区土地区画整理組合」である。面積は約13.5ヘクタール、事業期間は令和4年度から令和11年度を予定している。土地利用は、大規模物流施設を主体とした工業系の土地利用を予定しており、現在、土地区画整理準備組合において、必要な協議を進めているところである。市としては、準備組合で計画している事業内容が、都市計画マスタープランの内容に即していることから、都市計画の変更を行うものである。

5ページを御覧いただきたい。都市計画変更のうち①番から⑤番までの内容について説明する。6ページを御覧いただきたい。①区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、あずま南地区約13.5ヘクタールを市街化調整区域から市街化区域に編入する。7ページを御覧いただきたい。用途地域とはそれぞれの地域特性にあわせて、土地利用を規制し、建築することができる用途や規模などを定めるものである。

8ページを御覧いただきたい。朝霞市都市計画マスタープラン及び、県で示す用途地域指定の基本的な考え方にに基づきあずま南地区全域を工業地域に指定する。9ページを御覧いただきたい。建ぺい率は60%、容積率は200%で現在の指定内容からの変更はない。

10ページを御覧いただきたい。工業系の土地利用を図るにあたって、建築物の不燃化・難燃化を促進し安全・安心のまちづくりを推進するため、新たに、あずま南地区全域を準防火地域に指定する。11ページを御覧いただきたい。市街化区域編入にあわせて、あずま南地区の汚水・雨水の排水を朝霞公共下水道の排水区域に含める。

12ページを御覧いただきたい。地区計画は、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進めるため、道路や公園などの公共施設の配置、建築物やその敷地などに関して、きめ細かなまちづくりのルールを都市計画に定める制度である。あずま南地区についても、朝霞市都市計画マスタープランに即した土地利用を推進するために、地区計画を策定する。

地区計画の構成は、1. 地区計画の目標、2. 土地利用の方針、3. 地区整備計画、4. 地区整備計画図としている。

13ページを御覧いただきたい。地区計画の目標は、地区の特性や上位計画を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図り、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図ることとしている。

14ページを御覧いただきたい。土地利用の方針としては、地区を大きく2つに区分し、A地区は水色に着色された部分で、大規模な物流関連施設等の立地を主体とした土地利用を図る地区に、B地区は黄色に着色された部分で、既存の施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用と農地利用を図る地区とする。

15ページを御覧いただきたい。地区整備計画だが、オレンジ色に着色された部分が道路である。当該事業において、区画道路1号から3号は、市道3路線の拡幅に併せて両側に歩道を整備し、区画道路4号から6号は、新設道路として整備する。公園は越戸川沿いの緑色のチェックで示された部分で、面積は約0.3ha、広場はオレンジで着色された部分で、面積は約0.04haである。歩道状空地は、カインズとの間の市道159号線沿いの青色に着色された部分で、歩道2.5m・空地3.1m・合計幅5.6mのゆとりある歩行空間を整備する。なお、歩道と空地の形状や仕上げなど具体的な整備手法については、現在検討を進めているところである。

次に、緩衝緑地は、緑色に着色された部分で、A地区の敷地の外周部に、歩行者や周辺環境への配慮を目的として、カインズ側のA地区で、幅10m、和光市側のA地区で、幅5m、成木時に4メートル以上となる高木を植栽することを規定する。16ページを御覧いただきたい。歩道の幅など通学路である市道6号線と市道159号線の断面を示している。まず、A-A'断面及び平面図を御覧いただきたい。市道6号線のうちカインズから台坂交差点歩道橋までの区間は、カインズ前面道路からの道路整備の形態とあわせて、地区外住宅地側に幅1.5m、あずま南地区側に幅3mの歩道を整備し、台坂交差点歩道橋より和光市側については地区外住宅地側に幅3m、あずま南地区側に幅1.5mの歩道を整備する。加えて、A地区の敷地内に緩衝緑地を整備することを規定する。B-B'断面を御覧いただきたい。市道159号線の断面図で、カインズ側は、幅3.5mの歩道が整備済みで、あずま南地区側には、幅5.6メートルの歩道状空地を整備する。加えて、敷地内には、幅10mの緩衝緑地を整備することを規定する。

17ページを御覧いただきたい。地区整備計画のうち、建築物等に関する事項として、用途の制限、敷地面積、高さ、垣又はさくの制限、壁面の位置の制限を規定する。

18ページを御覧いただきたい。建築物等の用途の制限だが、建築基準法に基づく用途制限に加えて、地区計画で建築することが出来ない用途を定める。○は建築することが出来る用途、×は建築することが出来ない用途、△は原則建築することが出来ないが、例外規定がある。表の青枠内には、建築基準法に基づく用途制限、赤枠内は地区計画による上乗せ制限を記載している。建築基準法上は○でも、地区計画で×もしくは△となっている用途は、原則、建築することが出来ない。あずま南地区では、工業系の土地利用にあたって用途の混在を防止するため、住宅、共同住宅、保育所などの建築物は原則×とする。

また、周辺の環境に配慮し、工場の用途のうち、危険性のおそれ著しくある工場は、

×とする。例外として、現時点で建っている工場は建築することができる。なお、現在、既存建築物の調査を行っているところで、「危険性等のおそれ著しくある工場」がなかった場合は、地区計画の△を×に修正した上で、都市計画の変更を行う。

次に、廃棄物の処理等だが、一般廃棄物、産業廃棄物等の処理の用に供する建築物及び工作物は建築することが出来ない例外として、※2の自分の工場で排出された廃棄物を自分の工場で処理する場合は建築可能とする。次に、店舗、飲食店等は、建築することができないが、例外として、A地区では当該施設の従業員が利用する売店、食堂などは建築することが出来る。B地区では、延べ床面積300平方メートル以下の店舗等は 建築することができる。

19ページを御覧いただきたい。建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度だが、A地区は最低敷地面積1万平方メートル以上、高さの最高限度31メートル以下B地区は、最低敷地面積500平方メートル以上、高さの最高限度25メートル以下とする。次に、地震時に危険となるブロック塀等を減らし、通行者への安全性に配慮するため、垣又はさくの構造の制限を定める。

20ページを御覧いただきたい。壁面の位置の制限として、道路境界線及び隣地境界線から後退しなければならない壁面の位置を規定し、通行者への圧迫感の軽減や周辺環境に配慮した土地利用を目指す。

21ページを御覧いただきたい。都市計画の変更手続きの予定だが、本日までの手続きとして、令和3年12月10日から12月24日まで、都市計画法第16条に基づき、原案の縦覧を実施し、令和4年1月6日まで意見書の受付を行った。なお、法に基づく意見書の提出はなかった。その後、令和4年1月15日に市民説明会を開催し、参加者は8名であった。本日以降の予定としては、令和4年4月に、都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見書の受付を2週間、令和4年5月に、都市計画変更の案と都市計画法第17条に基づく意見書の要旨を朝霞市都市計画審議会に提出し、審議をしていただく。

また、本都市計画の変更に関連して区域区分などの埼玉県決定の都市計画変更について埼玉県の都市計画審議会で、審議されたのち、令和4年8月から9月頃に、都市計画変更の決定を予定している。

【意見等】

(麦田こども・健康部長)

近隣の保育園に対し、あずま南地区の都市計画について情報提供しているか。

(担当課1：多度津同課専門員)

年1～2回、全庁に意見照会を実施しているが、まちづくり推進課において保育園に直接説明はしていない。本日の政策調整会議の資料も全て公表していただいで問題ない。

(三田福祉部長)

図面について、歩道が切れているように見える箇所がある。また、雨水対策について、雨水調整池の整備、土地のかさ上げ等の対策はするのか。また、下水の整備費についてはどこから捻出されるか。

(担当課1：多度津同課専門員)

図面については、修正する。雨水対策については、雨水調整池及び、254号バイパスに向かう新設道路4号と、カインズ近くの道路に、地下貯留施設を整備する。土地のかさ上げの予定はない。下水の整備費については、区画整理事業の中で、整備費を捻出する。

(金子学校教育部長)

朝霞第九小学校近くの歩道橋は維持されるのか。

(担当課1：多度津同課専門員)

156号線の歩道橋については、通学路で使われており、学校からの要望もあり、区画整理事業の中で、架け替えを行う予定である。カインズ横から9小へ渡る歩道橋は、区画整理事業対象外のため、今回の事業においては、整備予定はない。

(須田総務部長)

今回の都市計画の変更とは、現在の市街化調整区域を市街化区域へ変更することに伴い、地区計画の変更を同時に進めるということか。

(担当課1：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

そのとおり、市街化区域編入に伴い、地区計画の変更手続きを同時に行う。

(須田総務部長)

現在の市街化調整区域を市街化区域とするのはどのような理由からか。

(担当課1：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

積水化学が撤退するに伴い、専門家及び地域住民の意見を基に、都市計画マスタープランに位置付ける形で、市街化区域等のゾーン分けを行った。住宅系、商業系、東側の交通便利性が高い場所を工業系のゾーンとした。市街化区域に編入することで、固定資産税等の税収で、地域全体の活性化が見込める。

(須田総務部長)

総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口動態等に影響ないか。

(担当課1：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

住宅系ではなく、工業系の土地利用のため、人口の増加には影響しないと考えている。

(須田総務部長)

財政にはどのような影響があるか。

(担当課1：多度津同課専門員)

市の補助金として、8億円の交付を見込んでいる。令和5年度4億、令和6年度3.5億、令和7年度5000万円を予定している。

(麦田こども・健康部長)

18ページの表について、B地区はなぜ保育所の建設を不可としているのか。

(担当課1：多度津同課専門員)

大型車の通行量が多いことが予想されるためである。

(麦田こども・健康部長)

A地区の保育所は地域の人も利用できるのか。

(担当課1：多度津同課専門員)

地域計画で、企業の関係者のみ利用可能と定めているため、企業の関係者のみが利用可

能となる。

(宮村市長公室長)

市に対してのメリットは何か。

(多度津同課専門員)

あずま南地区全体での固定資産税、都市計画税について、将来的には2億3,000万円の歳入が見込める。

(望月会計管理者)

15日に原案の説明会を行ったとのことだが、どのような質問があったか。

(多度津同課専門員)

工業地域ではなく準工業地域にできないのかという要望や騒音等公害についての質問が大部分だった。18ページの表のとおり、工業地域ではあるものの、準工業地域以上の用途規制をかけること及び公害については関係法令を遵守するよう指導する旨の説明をした。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例(案)について

【説明】

(担当課2:大塚みどり公園課長)

本日の資料は、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例(案)と、参考資料の2点である。本条例は第二期整備が進む一般国道254号和光富士見バイパスの沿道活性化の検討に併せ、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の各種整備等の検討を行うにあたり、策定に係る助言等をいただくための附属機関として、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

条例は全9条で構成されており、第1条は目的を、第2条では設置として、内間木公園の拡張整備等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため委員会を設置するとしている。

第3条は所掌事務を定め、第4条の組織では、委員の構成として、1号委員は学識経験を有する者、2号委員は関係行政機関の職員、3号委員は市が関係する団体から推薦されたもの、4号委員には公募による市民又は公募委員候補者名簿に登録された市民としている。

次に参考資料を御覧いただきたい。条例案の概要の(4)構成委員の表に構成のイメージを示しているが、1号委員には、まちづくりや公園分野の学識経験を有する方々を、2号委員には国道254号バイパス整備との関連や、今後の都市計画の手続等も踏まえ、朝霞県土整備事務所の職員への委嘱を予定している。

3号委員については、旧憩いの湯跡地は内間木地区のひいては市の活性化の拠点となるものと考えているので、農業や商工業分野、社会福祉分野、文化体育分野など幅広い分野から委員を委嘱したいと考えている。

条例案の方にお戻りいただき、第5条では委員長及び副委員長、第6条では任期、第7条は会議、第8条は会議の庶務について規定しており、第9条の雑則までの構成となっている。

本条例については令和4年4月1日から施行したいと考えている。また附則の中で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行う予定となっている。報酬等の金額については、他の委員会などと同額となっている。

【意見等】

(須田総務部長)

条文について、検討委員の役割が限定列举されていて、審査、検討、諮問とあるが、この委員会の役割はどれに該当するか。

(担当課2：櫻井同課主管兼課長補佐)

諮問という形を考えている。

(須田総務部長)

基本構想の検討に関することとあるので、この委員会が主体となって基本構想や活性化の検討をする印象を受ける。“市の諮問に応じ”等の条文に修正できないか。

(担当課2：櫻井同課主管兼課長補佐)

検討する。

(三田福祉部長)

条文について、254号線の沿道とあるが、内間木公園の拡張整備のためであるにもかかわらず254号バイパスの整備をするものであるため、沿道と限定しないほうがよいのではないか。沿道及び周辺にしておいたほうが、この委員会において、今後、面的整備も可能となるのではないか。

(担当課2：櫻井同課主管兼課長補佐)

国道254号バイパスの沿道利用の活性化という呼称は、総合計画の位置付けと整合している。また、国道254号バイパスの整備については、埼玉県と調整中であり、スピード感を持って進めるためにも沿道という文言を使用している。

(須田総務部長)

国道254号バイパス沿道の活性化については、みどり公園課の管轄ではないののではないか。公園という形で活性化することが部内で調整されているのか。

(担当課2：櫻井同課主管兼課長補佐)

位置付けについては、枠組みを検討し、内間木公園の拡張整備基本構想を策定するため、みどり公園課が所管となり、進めていく。

(宮村市長公室長)

国道254号バイパス沿道に、店舗等を誘致することを想定しているのか。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

バイパスの主要機能は車の運行であるため、バイパス沿道の活性化を進めるためには、バイパスに入る副道込みで整備を行う必要がある。そのため、朝霞県土整備事務所とも副道を含めて調整を進めている。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 (仮称) 地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について

【説明】

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

始めに、本日配布している資料について説明させていただく。

資料1が、新しく導入を予定している制度の概要である。

資料2は、制度を実施するための要綱案である。要綱の名称としては、「朝霞市地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱」としている。

資料3は、国土交通省の研究機関の「国土技術政策総合研究所」が「日本建設情報センター」発行の雑誌に令和2年2月18日号に寄稿したものである。

資料4は、埼玉県で取り組んでいる「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」に関する資料である。

資料5は、参考事例、藤沢市の「社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領」である。

本日お配りした資料の3、4、5については、他の自治体の取組や、国の研究機関が検討している内容を参考資料として配布している。

それでは、制度について、資料1をもとに、御説明させていただく。

制度の概要としては、資料1に記載しているが、近年多発し、甚大化している自然災害発生時の応援復旧などに協力的な地元事業者、また、他の企業の模範となるような優秀工事施工事業者を対象に、一般競争入札の対象となる予定価格1千万円以上の工事のうち、予定価格が2千万円未満の土木一式工事及び舗装工事について、指名競争入札により発注できるようにするもので、資料2としてお配りしている要綱を制定したうえで実施したいと考えている。

「制度導入の目的と内容」だが、本市は、平成31年3月に「朝霞市産業振興条例」を制定し、第4条では、市の責務として、「市は、自らが発注する工事並びに物品及び役務の調達にあたっては、市内小規模企業者その他の事業者の受注機会の確保に努めるものとする」と定めている。

また、朝霞市建設工事等指名業者選定要領第2条第2項では、「指名業者の選定に当たっては、市内業者の育成に配慮しなければならない」と定めており、これまでも、市内事業者のみで必要な事業者数が充足される場合には、市内事業者のみを対象に入札を行うなど、

市内事業者の育成に配慮している。

加えて、近年、各地で大規模災害が頻発しており、市内事業者の中でも、特に災害時及び災害応急復旧に協力してくれる、「地域のインフラの担い手」となる事業者を育成・確保する必要があり、そのためには、地域に精通した技術力の高い市内の事業者が、安定した経営状況のもと、災害時に市が行う応急復旧活動に、進んで協力してくれる関係の構築が求められている。

このような背景のもと、今回、導入を検討している入札制度は、市が発注するインフラ系の土木工事について、災害応急復旧等に協力していただく地域に精通した市内事業者に対して、市の発注する工事の受注機会を創出することで、事業者の安定した経営及び個々の事業者の施行意欲と施行技術の向上に寄与するとともに、日ごろから、市と市内事業者が良好な関係を築くことを目的としている。

こうした入札制度は、他の自治体でも導入しているところがあり、先ほど配布した資料の4にあるように、埼玉県では、令和2年2月より、「地域の守り手企業育成型一般競争入札」として、県と災害防止活動の協定を締結している事業者や除雪契約実績を有する事業者のみを参加資格とした入札を実施している。また、資料5にあるように、藤沢市では「社会貢献実績等評価型競争入札」として、災害時の地域貢献及び優良工事の施工実績を入札参加資格要件とした入札を実施している。

次に、「資格となる地域貢献の考え方」であるが、こちらは、資料2の、要綱案の第3条に定めているが、入札参加資格要件となる地域貢献については、1. 朝霞市と災害応急復旧活動に対する覚書を交わしており、かつ、過去5年以内に災害応急復旧活動の実績のある者。2. 朝霞市優秀建設工事表彰要綱に基づく優秀建設工事土木部門の受賞歴がある者。以上の2点のうち、いずれかに該当することを参加資格要件としている。資格要件の考え方としては、1点目については、災害応急復旧活動の覚書を交わすことは、どの事業者でも可能であるが、覚書を交わしたものの、実際の災害時に協力していただけないような事業者を除くため、活動実績のある事業者としている。

また、2点目の優秀建設工事受賞歴については、このたびの機構改革で、検査室と入札契約課が統合されることも踏まえ、災害応急復旧活動への協力が難しい事業者であっても、施行意欲と技術力の向上を図る努力をしている事業者については、この制度の対象とできるようにしたいと考え、資格要件の一つとしている。

「金額の設定」「対象となる工事」第4条。対象となる工事は、予定価格1千万円以上、2千万円未満の土木一式工事・舗装工事としている。金額の考え方については、朝霞市建設工事等入札参加資格等に関する規則第15条において、格付けがC級の事業者に対する発注標準額を2千万円未満の工事と定めており、さらに、直近の上位又は下位の級に格付けされた者を入札に参加させることができると定めていることから、2千万円未満の工事であれば、D級に格付けされた事業者でも参加できることから、金額を2千万円未満としている。対象となる金額の範囲については、制度導入後についても、引き続き検討していく。また、対象工事を土木一式工事・舗装工事としていることについては、社会インフラの適切な維持・管理は、市民の安心・安全な生活に欠かせないものであり、特に上下水道の布設・道路整備は、市内をよく知る事業者が、日ごろから維持管理に取り組むことで、

災害復旧にも役立つものと考えているので、まずは、上下水道の布設・道路整備にかかわるものとして、土木一式工事・舗装工事としている。

「対象となる入札件数」要綱案の第5条。この入札制度の対象件数は、1年間で概ね5件程度を考えている。5件程度とした根拠としては、土木一式工事・舗装工事で、この制度の対象として考えている、予定価格1千万円以上、2千万円未満の工事発注件数の過去3年の実績を確認したところ、毎年の発注件数が、概ね10件程度となっていることから、その半分程度を対象工事としたいと考えているが、件数については、先ほどの金額と同様に、制度導入後においても、引き続き研究していきたいと考えている。

なお、制度導入までのスケジュールとしては、本日の政策調整会議で御審議いただいたのち、2月10日に予定されている庁議に諮り、その後、要綱案についての例規審査を経て、令和4年4月1日以降に発注する工事から、制度を導入したいと考えている。

【意見等】

(笠間都市建設部長)

条文について、災害復旧活動という文言にすると、5年間実績なしになる恐れがある。災害を防止するための除雪作業等も含め、災害復旧活動等としてはどうか。

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

検討する。

(望月会計管理者)

災害協定事業者はどのように募集しているか。

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

道路整備課にて今後ホームページ等で募集していただくよう調整している。既に協定をしている事業者もある。

(三田福祉部長)

現在の指名競争入札は、1,000万円未満の契約が対象だが、これは要綱に基づいて行っているのか。

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

要綱に基づいて行っている。また、この要綱を残した上で、今回、2,000万円未満の契約を対象とした要綱を追加する。これらの要綱の整合性はとれている。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 公共施設等総合管理計画の追補について

【説明】

(担当課4：深澤財産管理課長)

本市では、これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能とするために、平成2

8年に朝霞市公共施設等総合管理計画を策定した。今回はその朝霞市公共施設等総合管理計画について、見直しを行う。

その経緯だが、お手元の資料1、朝霞市公共施設等総合管理計画の追加について御覧いただきたい。今回の見直しの経緯については、令和3年1月26日付の総務省からの通知令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項において、必要事項の記載を主とした見直しを令和3年度中に行うことを求められたことによる。

同通知の概要資料を、資料3としている。通知には、1.計画の見直しに当たっての基本的な考え方として、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと、2.計画の見直しに当たって、記載すべき事項として、記載が必要な事項及び記載が望ましい事項などが記載されている。

資料1に戻り、見直しの経緯の2項目目だが、公共施設等適正管理推進事業債について、当初、平成29年度から令和3年度までとされていた発行期間が令和4年度以降も延長されることとなった。今後、同事業債を活用していくためにも、今回の見直しが必要だと考えている。

次に、内容の確認だが、資料1と併せて資料3を御覧いただきたい。資料3、総務省通知にある2.計画の見直しにあたって記載すべき事項と現在の本市計画等を突きあわせた結果を資料1の表に記載している。

資料3. 必須事項①基本事項のうち、計画策定年度及び改定年度、計画期間施設保有量、現状や課題に関する基本認識、施設保有量の推移については、本市計画に記載があるが、過去に行った対策の実績、有形固定資産減価償却率の推移の2項目については、本市計画に記載がなく、②の維持管理、更新等に関する経費については、現在の維持管理費、施設の耐用年数経過時に、単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果額については、資料1の通り、本計画に記載している。

また、③公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、公共施設等の管理（点検診断、維持管理更新、ユニバーサルデザイン化等に係る方針）、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針については、本計画に記載している。

また、2の記載が望ましい事項については、資料①の2ページ目、①公共施設の数、延べ床面積等に関する数値目標、②施設類型（道路学校病院等ごとの管理に関する基本方針）、③地方公会計（固定資産台帳の活用の考え方）、④保有する財産（未利用資産等の活用や処分に関する基本方針）について記載している。

3の記載が望ましいとして挙げられている団体の状況に応じて記載する事項においては、①の広域連携の取組については記載しているが、②の地方公共団体における各種計画、国管理施設の連携についての考え方については、本市計画に記載がなかった。

続いて、見直しの考え方だが、本計画は50年間の長期のスパンでの計画であること、また、市民有識者、市議会議員等により構成された大阪市公共施設等総合管理計画検討委員会における協議、検討により策定されたものであることを踏まえて、本計画における管理基本方針の目標値などの変更は行わず、総務省の定める必須事項のうち、現計画に記載がない過去に行った対策の実績及び有形固定資産減価償却率の推移の2つの項目について、新たに項目を設け、記載する。記載方法としては、本編の変更は最小限としたいと考

え、計画巻末の資料編に追加する形としている。

なお、団体の状況に応じて記載する事項の②の地方公共団体における各種計画、国管理施設の連携についての考え方については、各種計画との連携については、計画策定時に、都市計画などの各種計画との整合、連携を図り策定している。また、国管理施設の連携については、現在予定がないため、今回記載することは見送りたいと考える。

次に、本計画に記載されている個別施設計画の古い名称である朝霞FMアクションプランという記載や、策定後に変更された課名などについては、現状の名称に修正する。そして、追補版として差し替え追加するページをまとめたものが資料2である。

2ページの目次の最後、資料編部分に、公共施設等のマネジメントに関する取組状況及び有形固定資産減価償却率の推移を追記した。そして次の79ページ、80ページに過去に行った対策の実績として、公共施設等のマネジメントに関する取組状況を追加し、平成28年3月の計画策定から令和2年度までの取組状況を記載した。

79ページの1.個別施設計画における取組状況については、各個別計画、各個別施設計画における取組の実績を記載している。そして、80ページの2.公有財産のマネジメントに関する取組状況では、建物維持管理マニュアルの作成、建物の除却、行政財産の貸付、新電力の導入など、維持管理経費の縮減や公有財産の有効活用の取組に関するものを記載している。

次に81ページに、有形固定資産減価償却率の推移を追加している。この数字は、有形固定資産のうちの償却資産について、耐用年数に対して資産取得時からの経過年数の比率を表すもので、比率が高いほど老朽化が進んでいることを示している。

最後に裏表紙に追補年月を記載し、策定以降に電子メールアドレスが変わっているため、その修正を行っている。

なお、資料4として、近隣市における見直し状況を添付している。志木市、新座市、和光市、所沢市、上尾市、富士見市の状況をヒアリングし、記載したものである。富士見市については、個別施設計画の策定とあわせて、業務委託により総合管理計画の見直しについても今後の見通しや目標額の変更なども実施していると伺っている。

資料の説明は以上である。なお、今回の追補に当たり、朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会を実施している。新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、書面会議とし、資料を提示し、それに対し、委員からいただいた意見等に対して、書面にて回答するという形をとり、4名の委員から御意見等をいただいた。内容としては、資料2の79ページの個別施設計画における取組状況に関して、これまでの主な取組状況についての記載内容の修正追記の御意見があったため、反映している。

他に施設保有量の推移などの本計画の基礎的な数値の時点修正をすべきではとの御意見をいただいた。これに関しては、本計画が長期スパンの計画であり、また、各個別計画の基本となる計画であるため、度々変更を行っていくことは望ましくないと考えている。

今後、必要な数値の検証や各計画の進捗状況については、必要に応じて、今回と同様に、追補としてフォローしていきたいと考えている。本計画の中でも記載があるが、本計画の進捗管理は個別計画にて行うとしており、計画の前提条件が大きく変わる際には、見直しを行うものとしている。したがって、この方針に沿って対応したいと考えている。

今後、本日の政策調整会議で御審議いただき、2月9日に庁議にはかり、2月16日の全員協議会にて、議会の報告を予定している。その後、朝霞FMアクションプラン等の文言を修正した本編とあわせ印刷し、市議会、庁内執行部、朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会に配布するほか、ホームページに掲載する。

【意見等】

(三田福祉部長)

これまでの個別計画での取組として、武道館、保育園などの耐震化、長寿命化を行ってきたが、その実績は記載しないのか。

(担当課4：深澤財産管理課長)

耐震化については、マネジメント実施計画において位置付けられている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

資料3について、国から通知された計画に記載すべき事項の“ユニバーサルデザインに関する方針”は、現行の記載のままに対応できると考えてよいのか。

(担当課4：深澤財産管理課長)

現行の記載にある“ユニバーサルデザイン化”の項目で対応する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 朝霞市環境基本計画について

【説明】

(担当課5：石井環境推進課長)

第3次朝霞市環境基本計画(案)について説明する。資料1を御覧いただきたい。本計画案は、第1章から第7章までの7章と資料編で構成されており、第5章と第6章に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と気候変動適応計画を内包している。

第1章では、計画策定の背景と現況ということで、地球温暖化対策やSDGsなどの新たな環境問題や前計画の振り返り、アンケートやワークショップ等で把握した市民の環境意識などを踏まえ、本計画策定に向けた課題の抽出を行っている。

次に、第2章では、計画の基本事項として、本計画は、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としていること、そして、第5次朝霞市総合計画の環境面と相互に整合・補完するものであることを位置づけ、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間としている。

次に、第3章では、計画の目標と施策の方向ということで、望ましい環境像と環境目標、施策の体系を定めている。

ここで、資料2の38ページを御覧いただきたい。施策の体系だが、一番左に望ましい環境像として「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」を定

めている。本市の環境を特徴づける豊かな「水とみどり」を守り、将来にわたって持続可能な「環境にやさしい」まちが保てるように、市と市民、市民団体、事業者の協働による「みんなでつくる」ことを目指している。

次に、環境目標として、「自然と人との共生」、「快適な生活環境の確保」、「脱炭素・循環型社会の推進」、「パートナーシップによる環境活動の推進」の4つの環境目標を定め、その下に12の個別目標と29の実施策を位置付け、関連するSDGsを定めている。

続いて、41ページ、第4章 施策の展開では、12の個別目標ごとに、現状と課題、実施施策を掲載するとともに、施策に関連する環境指標と市民等の「環境配慮行動」を定めている。

次に、93ページ、第5章 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についてである。地球温暖化対策に市全体で取り組むことを目的とし、計画策定が努力義務（温対法）とされる地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、第3次環境基本計画の地球温暖化対策分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、国の地球温暖化対策計画の終期にあわせ、令和12年度までの9年間である。温室効果ガス排出量の削減目標については、2030年度までに2013年度比46パーセントの削減を目指す。

なお、目標達成に向けた具体的な取組については、第4章における脱炭素・循環型社会の推進の施策としている。

続いて116ページ、第6章 朝霞市気候変動適応計画だが、気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことができるまちを目的として、計画策定が努力義務（気候変動適応法）とされている気候変動適応計画を策定し、第3次環境基本計画の気候変動適応分野の個別計画として位置付けている。計画期間は、環境基本計画の計画期間にあわせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

本計画についても、適応への具体的な取組については、第4章における脱炭素・循環型社会の推進の施策のうち気候の変化に備える実施施策によるものとしている。

最後に、122ページ第7章 計画の推進では、計画の進捗状況は、個別目標ごとに設定している環境指標に基づいて管理することとしており、進捗状況の把握及び評価は、朝霞市環境審議会で行うこととしている。

【意見等】

（望月会計管理者）

市長のあいさつを計画に掲載しないのか。

（担当課5：石井環境推進課長）

冒頭に掲載する。

（笠間都市建設部長）

朝霞市環境基本計画の116ページ“平成30（2018）年2月に閣議決定された「気候変動適応法」”を、“12月に施行された”に修正してはどうか。

（担当課5：石井環境推進課長）

修正する。

(宮村市長公室長)

2次計画と3次計画の大きな違いは何か。

(担当課5：石井環境推進課長)

- ・新たな環境問題への対応を記載した。
- ・SDGsの17のゴールを関連付けた。
- ・第5次朝霞市総合計画にあわせ環境目標を5つから4つにした。
- ・市民、事業者が取組やすいよう環境配慮行動を記載した。
- ・環境指標を位置付けた
- ・10年後の目指す姿を定めた。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

6 朝霞市行政改革基本方針（案）及び実施計画（案）について

【説明】

(担当課6：高橋政策企画課政策企画係主査)

それでは、まず基本方針（案）について御説明する。

こちらについては、令和3年11月18日開催の行政改革推進本部において「朝霞市行政改革推進基本方針（素案）」を承認していただいた。その後、11月25日から市民向け及び職員向けにパブリックコメントを実施するとともに、11月29日には全員協議会において、市議会に説明をした。

また、昨日11月31日、行政改革懇談会を開催し、外部委員の方にも御審議をしていただいた。その結果として資料1のとおり「朝霞市行政改革推進基本方針（案）」を作成した。なお、内容については、前回の推進本部開催時に示した（素案）から修正点はない。

次に、実施計画（案）について御説明する。資料2、朝霞市行政改革推進実施計画（案）を御覧いただきたい。こちらに「行政改革の柱と主な取組」を掲載している。実施計画については、先ほど説明した「朝霞市行政改革推進基本方針」とこちらの「行政改革の柱と主な取組」をもとに策定した。なお、基本方針において実施計画を大きく2つに分類して定めるとしていることから、集中的に実施する取組と定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組に分けて作成をしている。

まず集中的に実施する取組の実施計画について御説明する。集中的に実施する取組については「行政改革の柱と主な取組」に記載のある4つの実施項目ごとに実施計画を作成している。

「デジタル化の推進」における実施項目「行政手続きの電子化」の実施計画について御説明する。この実施項目における推進課は財産管理課、収納課、出納室としている。また目的として「来庁することなく申請・手続きができる手段を提供することにより、市民の利便性の向上を図るほか、接触機会を減らし、新型コロナウイルス感染症をはじめとする

感染症の感染リスクを低減する。」という目的を定めており、目的達成のため、電子申請の拡充とキャッシュレス決済への対応に取り組んでいる。また取組んだ結果、市民の利便性向上や負担軽減、また感染症の感染リスク低減などの効果を見込んでいる。想定している今後のスケジュールを記載するとともに成果を図る指標・数値として電子申請が可能となった事業数、キャッシュレス決済を導入した事業数を記載している。なお、実績及び今後の方向性については年度末に記載する想定をしている。行政改革懇談会の委員からは、「行政手続きのDX化については、周辺自治体と連携するなど、先を見通した取組方が大事では」という意見があった。

続いて、「デジタル化の推進」における実施項目「ICTの導入による事務の効率化」の実施計画について御説明する。こちらの推進課は財産管理課としている。目的は「デジタルツールを導入、活用することにより、業務の効率化や働き方の多様化を図る。」としており、目的達成のため、定型的な業務にICT導入とWEB会議システムを活用した会議等の開催に取り組んでいく。また取組んだ結果として職員の事務効率化や必要な業務に集中して取り組めること、遠隔地からの会議参加等を見込んでいる。こちらも想定している今後のスケジュールを記載するとともに成果を図る指標・数値として新たに導入したデジタルツール数、WEB会議システムを活用した会議等の数を記載している。こちらの取組について、行政改革懇談会の委員からは「導入したデジタルツールやシステムを共有して使用できるようにしていくことや、スキルを共有することが必要」との御意見をいただいた。

続いて、予算編成事務の見直しの実施計画について御説明する。こちらの推進課は政策企画課及び財政課としている。目的は「予算編成事務の見直しを行うことにより、市民が必要とするサービスが適切に提供できるよう、限られた財源の効果的な活用を図る。」としており、枠配分方式の予算編成について検討し、より効果的な行政運営を行うことを取組内容としている。また取組んだ結果として、実態に即した市民サービスの提供や職員の意識向上を見込んでいる。なお、成果指標としては新たに実施した事業数及び金額を定めている。

続いて、「公共施設等の計画的な管理・運営の実施計画について御説明する。こちらの推進課は政策企画課と財産管理課としている。目的は「市民が公共施設を将来にわたって安心して利用できるよう、計画的な維持管理を図る。」としており、目的達成のため、公共施設の維持管理費縮減と公共施設（未利用地含む）の有効活用、朝霞市公共施設マネジメント基金の運用に取り組む。また取組んだ結果として経費削減や不動産貸付料の増収などを見込んでいる。こちらも想定している今後のスケジュールを記載するとともに成果を図る指標・数値として公共施設の維持管理費の縮減額や貸し付けによる増収額、充当した事業数を記載している。

集中的に実施する取組の実施計画についての説明は以上である。続いて、定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組の実施計画について御説明する。

定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組については、集中的に実施する取組と違い、これまでの行政改革でも扱ってきた取組でもあることなどを踏まえ、集中的に実施する取組とシートの仕様を変えている。具体的には、スケジュール等の記載を省略し、年度末の実績報告に焦点を当てた仕様としている。定期的な見直し、継続的な実施が求めら

れる取組の実施計画は、「財源の確保」「市民との協働の推進」、「業務委託等の活用」「機能的な組織づくり」の計4つの実施計画となっている。

それでは「財源の確保」の実施計画を御覧いただきたい。この取組においては政策企画課及び財政課を推進課として記載している。次にこの目的だが、「将来にわたり安定した財政運営を行うため、使用料等の適正化や多様な財源の創出などにより、財源確保を図る。」としている。目的達成のため具体的な実施項目として、①使用料・手数料の適正化②多様な財源の創出・確保③補助事業の見直しを定めており、それぞれの実施項目に対する取組内容を併せて記載している。なお、実績及び今後の方向性については、集中的に実施する取組と同様、年度末に記載する想定をしている。

次に2-2「市民との協働の推進」のシートを御覧いただきたい。この取組においては政策企画課、市政情報課及び地域づくり支援課を推進課として記載している。次に目的だが、「市民と行政が連携し、より効果的に事業が行われるよう、市民参画の推進を図る。」としている。目的達成のための具体的な実施項目として、「市民との協働の推進」に取組、具体的な取組内容を記載している。

次に2-3「業務委託等の活用」のシートを御覧いただきたい。この取組においては政策企画課を推進課として記載している。次に目的だが、「行政サービスを効果的かつ効率良く提供し、市民サービスを向上させるための業務委託について検討する。」としている。目的達成のための具体的な実施項目として、①業務委託の活用②指定管理者制度の検証を実施項目として進めていく。

最後に2-4「機能的な組織づくり」のシートを御覧いただきたい。この取組においても政策企画課を推進課として記載している。次にこの取組の目的だが、「社会状況の変化に伴って多様化する行政需要に対し、機動的に対応するための組織づくりを図る。」としている。目的達成のための具体的な実施項目として、①組織機構の見直し②審議会の見直しを実施項目として進めていく。以上が「業務委託等の活用」についての説明である。

【意見等】

(須田総務部長)

集中的に取組むものについては計画期間3年とのことだが、継続的に取組むものは、毎年見直しをかけるのか。

(担当課6：高橋同課同係主査)

毎年見直しをかけ、項目も適宜変更する。

(太田監査委員事務局長)

実施計画について、項目番号、見出し等が読み取り難いため、より見やすいレイアウトへ変更した方がよい。

(担当課6：高橋同課同係主査)

様式を見直す。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

働き方という文言について、働き方改革の内容が想起されるため、限定的でない言い回しに修正してはどうか。

(担当課6：高橋同課同係主査)

言い回しを検討し修正する。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

指標“Web会議の開催回数”について、既にWeb会議は日常的に開催するものとなっていることから、効果を測る指標として適当ではないのではないか。

(担当課6：高橋同課同係主査)

変更する。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、行政改革推進本部に諮ることとする。

【議題】

7 朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定について

(担当課7：平間政策企画課長補佐)

現在、朝霞市と明治安田生命保険相互会社との間で包括連携を協定する方向で事務を行っている。経緯としては、先方から、昨年8月に包括連携協定の相談を受け、協働で実施する取組について、提案をいただいた。その提案を受け、9月の初めに、全庁に照会し、回答をいただき、その内容をもって、明治安田生命と調整を行っている。資料を御覧いただきたい。調整を行った結果、包括連携協定を結ぶ方向で進めている。当初、締結式を実施する方向で進めていたが、このコロナ禍の状況から、書面のみで取り交わす形で行う予定である。協定の内容については、趣旨は「相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化に資することを目的とする。」

次に、連携事項については、(1)～(7)まで記載しており、健康維持・増進、女性の活躍、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、子ども・青少年の健全育成、地域の安心・安全、災害対策、産業・観光の振興、その他本協定の目的の達成に資することである。こちらは、9月の照会を受け、各部所において、連携が可能である内容を基に、作成している。次のページを御覧いただきたい。実施を予定している具体的内容を挙げている。こちらも、照会を受けた結果である。これらはいくまでも一例であるので、御了承いただきたい。最後に、参考として協定案を添付している。

【意見等】

(須田総務部長)

女性センターで女性の健康をテーマとした講座の提案があったのか。

(担当課7：平間政策企画課長補佐)

明治安田生命から女性の健康をテーマとした講座の提案があった。提案を受け、人権庶務課が実施している講座との連携も考えられると回答している。

(須田総務部長)

明治安田生命側からの提案を、市が受ける形で事業内容が決まるのか。

(担当課 7：平間政策企画課長補佐)

明治安田生命側からの提案もあれば、市から提案することもある。連携したい事業があれば、内容を精査しながら連携を図っていく。講座だけでなく、チラシの配布や見守り活動なども提案されている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

他の包括協定も含め、協定を締結するだけにとどまらないよう、また、今後の市の取組に生かせるよう全庁に働きかけて欲しい。

(担当課 7：平間政策企画課長補佐)

定期的に連絡会を行うなどして、今後に生かせる体制づくりに努める。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、事務を進めることとする。